

マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■株式会社 メディカル・プラネット

◇本社 〒108-0075 東京都港区港南2-14-14 品川インターシティフロント7F

派遣労働者の数 120 人

派遣先の数 72 社

マージン率 35.0%

教育訓練に関する事項 マナー・接遇・医療専門職向け研修

派遣料金の1人あたりの平均額 33,901 円(1日8時間当たり換算)

派遣社員の賃金の平均 22,038 円(1日8時間当たり換算)

福利厚生:株式会社ベネフィット・ワンの福利厚生サービス

◇長野出張所 〒380-0921 長野県長野市栗田源田窪1000番地1 長栄長野東口ビル7階

派遣労働者の数 48 人

派遣先の数 11社

マージン率 31.8%

教育訓練に関する事項 マナー・接遇・医療専門職向け研修

派遣料金の1人あたりの平均額 11,522 円(1日8時間当たり換算)

派遣社員の賃金の平均 7,861 円(1日8時間当たり換算)

◇西日本支店 〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-3-15 日生堺町ビル4F

派遣労働者の数 119 人

派遣先の数 26 社

マージン率 36.6%

教育訓練に関する事項 マナー・接遇・医療専門職向け研修

派遣料金の1人あたりの平均額 12,152 円(1日8時間当たり換算)

派遣社員の賃金の平均 7,700 円(1日8時間当たり換算)

◇近畿営業所 〒600-8416 京都市下京区烏丸通高辻下る薬師前町707 烏丸シティコアビル7F

派遣労働者の数 52 人

派遣先の数 28 社

マージン率 34.6%

教育訓練に関する事項 マナー・接遇・医療専門職向け研修

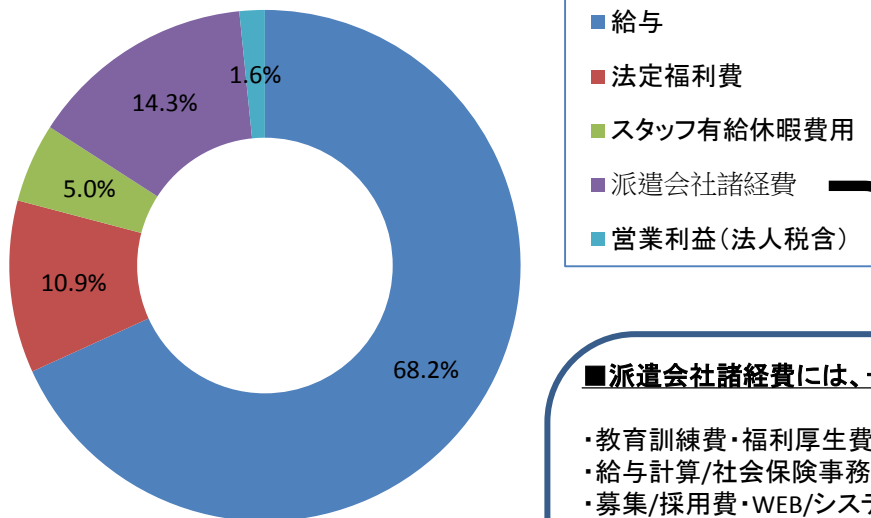
派遣料金の1人あたりの平均額 16,115 円(1日8時間当たり換算)

派遣社員の賃金の平均 10,539 円(1日8時間当たり換算)

■教育訓練に関する事項

接遇研修、情報セキュリティ研修、医療事務実務研修、医療専門職向け研修

■派遣料金は概ね以下のような構成になっています。



- 給与
- 法定福利費
- スタッフ有給休暇費用
- 派遣会社諸経費
- 営業利益(法人税含)

■派遣会社諸経費には、一般的に以下が含まれます。

- ・教育訓練費・福利厚生費
- ・給与計算/社会保険事務手数料
- ・募集/採用費・WEB/システム関連費
- ・事務所賃借料・水道光熱費・リース料
- ・修繕保守費・通信費・消耗品費
- ・振込手数料・損害保険料・税金・人件費など

■正社員、契約社員の雇用においても、「労務費」として上記に準ずる経費が一般的に発生します。

■派遣会社としては、教育訓練及び福利厚生費を除く上記経費を極力抑えることにより、派遣先企業への顧客価値と派遣スタッフへのサービスの向上を目指しています。

一番多くを占めるのが、スタッフの皆様の給与となります。

その他、派遣会社が受け取る料金のうち、その多くは雇用主として負担すべき費用となります。

派遣会社が負担する費用としては、以下のものがあります。

①法定福利費

労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの社会保険料が含まれます。

②有給休暇費用

就業規則に基づき有給休暇を取得する際の費用は、派遣先には請求できませんが、雇用主(派遣会社)より給与として支払われます。

③その他 派遣会社諸経費

派遣スタッフの雇用を維持するために係る費用です。

具体的には、セミナーなどの教育訓練費や健康診断に代表される福利厚生費、募集・採用費、事務所の賃借料、派遣スタッフの事務処理に係る費用、コンサルタントの人件費など諸経費です。

その結果、全てを差し引いた後の2%程度が派遣会社の営業利益(税引前)となり、ここから法人税を納めた残りが派遣会社の最終的な利益となります。